

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 水産課

法令名		遊漁船業の適正化に関する法律				法令番号		昭和 63 年 12 月 23 日 法律第 99 号											
手続名		遊漁船業の登録の変更の登録				根拠条項		第 7 条											
審査基準		変更届出の内容が法第 6 条第 1 項第 11 号、第 12 号、第 14 号又は第 15 号に該当する場合は、変更登録を拒否する。																	
受付機関		水産課		処理機関		水産課		交付機関		水産課		標準処理期間		21 日		目次		32	
										標準經由期間		日		No.					